

5月16日(水)オープン予定!

## 基山町合宿所の使用予約を開始します

■予約受付期間 3月1日(木)～5月15日(火)

■予約方法 まちづくり課窓口(役場2階)にて直接  
お申し込みください。

※5月16日以降は合宿所で予約受付を行います。

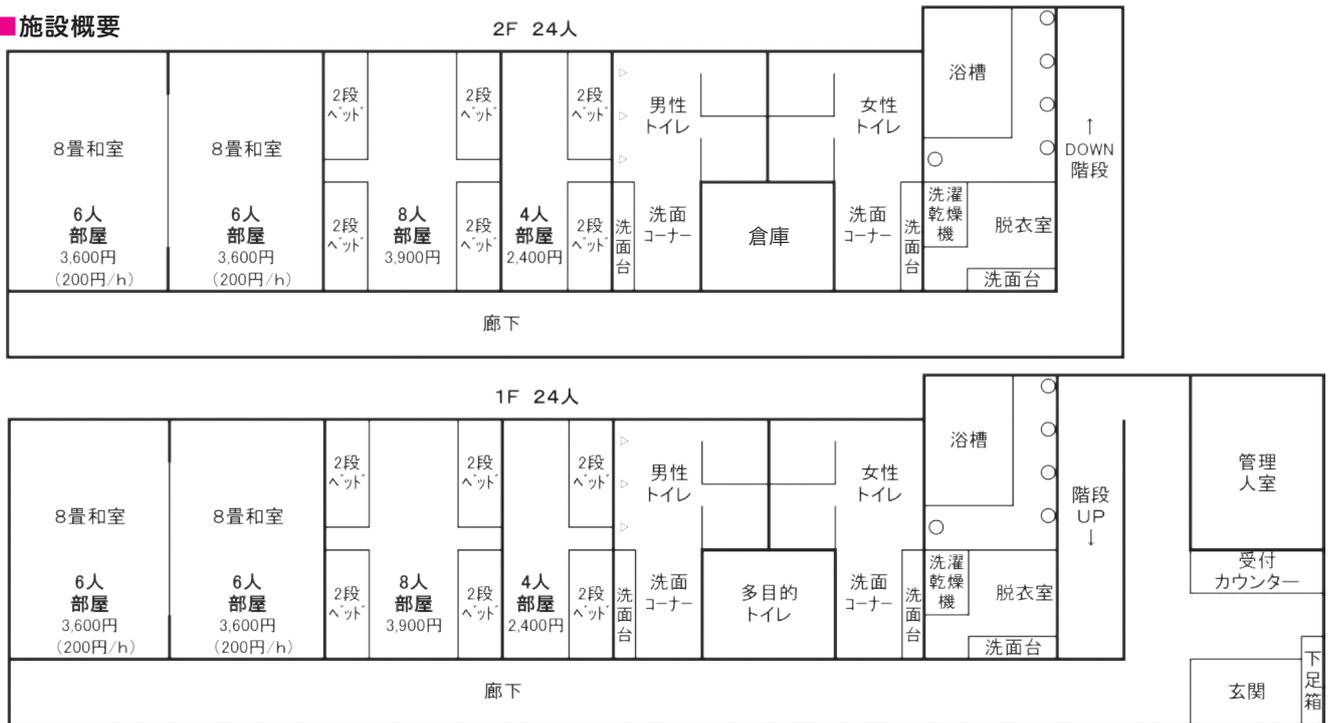
■予約対象期間 5月16日(水)～

※宿泊予約:使用日の6か月前～使用日の7日前

日帰り予約:使用日の6日前～使用日当日

※どなたでも使用可能(ただし、営利目的の使用を除く)

## ■施設概要



## ■料金表(宿泊の場合、室料と人数分の宿泊料を合わせた金額になります)

区分	単位		料金	備考
宿泊	室料	8人部屋	3,900円	※宿泊料は室料に加算 ※大人は18歳以上の者 ※高校生等は高等学校の生徒(18歳以上を含む) 及びこれに相当する者
		6人部屋	3,600円	
		4人部屋	2,400円	
	宿泊料	大人	800円	
		高校生等	400円	
		中学生以下	200円	
日帰り	和室	1室1時間	200円	※使用可能時間:午前9時～午後5時
設備	洗濯機	1回	100円	※コインタイマー式
	乾燥機	1回		
	冷暖房	1時間		

※未成年のみの使用不可。

※飲食は原則食堂施設のみ。

※毎週月曜日・12月29日～1月3日は休所日とします。

(月曜日が祝日の場合はその翌日が休所日となります)

※チェックイン:午後2時から、チェックアウト:午前10時まで

※時間使用の場合、時間が1時間未満のときは、1時間とします。

※ホワイトボード及びプロジェクターは、使用可能(無料)。

※別途、食事代(朝夕で2,000円以下に設定予定)及び布団代  
(日額700円以下に設定予定)を実費負担していただきます。※宿泊する部屋は、多くの方にご使用いただくため、当日まで  
調整させていただきます。※使用日の3日前までに中止届を提出した場合及び宿泊する部屋  
の変更に伴い差額の還付金が発生した場合、宿泊料金を還付します。※減免措置(町内の福祉団体、各区、各区の子供クラブ、町社  
会教育団体、町内の児童養護施設、町内の障害者団体、町立  
を除く学校・保育園・幼稚園が、主催する大会や行事で使用  
する場合は、5割減額した料金で使用可能です。)※食堂施設は午前11時～午後2時30分の間、どなたでもお食  
事いただけます。

予約・問合せ先 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935



# 施設使用料改定のお知らせ



町では、各施設の使用料について、「基山町使用料・手数料見直し基本方針」に沿って見直しを行った結果、次のとおり改定を実施することになりました。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※問合せ先 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

▽料金表（1時間あたりの金額）

施設名	区分		改定前	改定後
基山町民会館	ホワイエ		220円	330円
	小ホール		390円	580円
	2階会議室	A 会議室	150円	70円
		B 会議室		70円
	冷暖房	大ホール	5,300円	3,490円
		1階会議室	450円	300円
		視聴覚室	370円	240円
		ホワイエ	710円	470円
		小ホール	1,200円	790円
		A 会議室	390円	190円
		B 会議室		190円
大ホール附属設備 (照明設備、音響設備、 ホール機器、舞台装置)		※各設備は、午前・午後・夕方の3区分と、延長料金で使用料を決めておりましたが、区分を廃止し、全て時間単価（現行の延長料金と同額）に改正しました。		
小ホール附属設備 (照明設備、音響設備、ホール機器)				
基山町 総合体育館	アリーナ	全面	1,800円	2,500円
		1/2 面	900円	1,250円
		1/3 面	600円	830円
		1/6 面	300円	410円
	武道場	全面	900円	1,350円
		1/2 面	450円	670円
		1/4 面	220円	330円
冷暖房	アリーナ	7,500円	8,830円	
基山町 キャンプ場	1泊	高校生以上(町内)	400円	600円
		小学生以上(町内)	200円	300円
	日帰り	高校生以上(町内)	200円	300円
		小学生以上(町内)	100円	150円

※改定後の金額は、平成30年4月1日以降に使用許可を受けたものから適用されます。表示のない使用料の改定はありません。  
※基山町民会館2階A・B会議室については、利用状況に合わせて部屋ごとに料金を改定しました。

有料広告

相続手続

遺言

無料相談会も実施中!!

不動産名義変更には何が必要なの？

遺産分割で採めない方法は？

遺言書はどう作るの？

相続放棄 親の借金を相続したくない!



司法書士法人  
**州都綜合法務事務所**  
SHUTO JUDICIAL SCRIVENER OFFICE

主たる事務所 佐賀県鳥栖市秋葉町3-18-6  
佐賀県司法書士会  
佐賀・鳥栖オフィス代表社員 原弘安

鳥栖市 相続州都

検索

詳しくはホームページをご覧ください



経験豊富な  
司法書士が相談対応!!

佐賀・鳥栖  
オフィス

☎0120-790-481

佐賀県鳥栖市秋葉町3丁目18番地6 TEL: 0942-83-0044 FAX: 0942-83-0054  
平日 8:30~17:30 平日17:30以降、土日も対応可能です(要予約) 駐車場あり